

芝東第4土地区画整理事業

区画整理通信



令和6年9月 第12号

発行：西部土地区画整理事務所
川口市大字伊刈200番地
電話 048-266-6600

日頃から土地区画整理事業にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
事業の状況をお知らせするため区画整理通信を発行いたします。

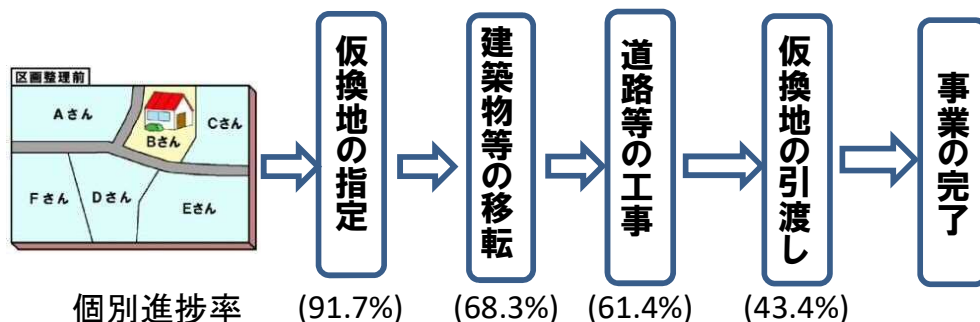
☆ 事業の概要および進捗状況

【事業の概要】

◎ 事業名称	川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業
◎ 施行者	川口市
◎ 事業認可	平成元年8月1日
◎ 施行期間	平成元年8月1日から令和26年3月31日まで
◎ 施行面積	92.6ヘクタール
◎ 総事業費	約342億円

【進捗状況】 総合進捗率 67.6%

《土地区画整理事業の流れ》



☆ 住民説明会の開催について

◎住民説明会を開催いたします。
事前申し込み等は不要ですので、ぜひご参加ください。
第1回と第2回で内容は変わりません。

開催日程 ・【第1回】10月25日(金)19時～20時
・【第2回】10月27日(日)10時～11時

会場 ・芝市民ホール大会議室(芝支所2階)
住所：川口市芝6247

内容 ・芝東第4土地区画整理事業の進捗状況説明
・事業推進に係る取り組み
なお、個別の相談に関しましては取り扱いませんのでご了承ください。

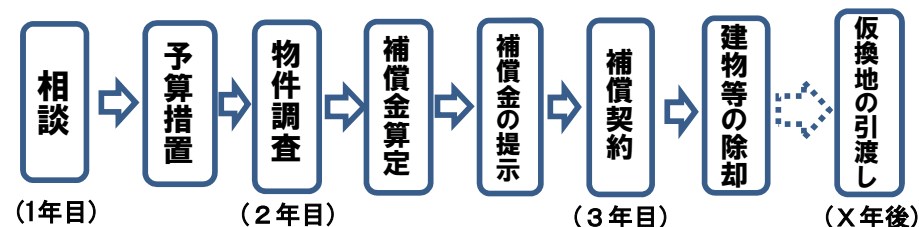
※日程については変更となる可能性がございますので、
あらかじめご了承ください。

☆ 保留地の名義変更のお願い

◎土地の売買や相続などにより保留地を取得した場合は、土地区画整理事務所で名義変更の手続きが必要となります。
詳しくは土地区画整理事務所までお問合せ下さい。
(保留地は法務局で名義変更の手続きはできません。)

☆ 先行補償について

◎区画整理事業による移転の予定となっているが、移転の時期が未定であり、現在の土地・建物等を使用する見込みがない場合に、先行して物件補償にご協力いただき、仮換地先が整備できるまでの間、事業用地として活用させていただくものです。



川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業施行完了・予定図

さいたま市

移転促進対象地
(伊川通り線)

移転促進用地

県道さいたま草加線

南浦和越谷線

芝東第4地区

芝スポーツ
センター

芝東中

県道大間木蕨線

県道川口上尾線

芝川

凡例

令和5年度以前に完成した道路

令和6年度に整備予定の道路

設計図

位置	埼玉県 川口市		
地区名	芝東第4地区		
事業主体	川口市	施行面積	92.6ha